

横浜市住宅建設対策プロジェクト設置要綱

(目的)

第1条 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域内における米軍住宅及びその支援施設の建設に伴う環境、周辺等への影響及び建設に関する調整等について、的確な対応を図るため、横浜市住宅建設対策プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域内における米軍住宅及びその支援施設の建設に関し、次に掲げる事項の検討等を行うものとする。

- (1) 環境への影響に関すること。
 - (2) 周辺への影響に関すること。
 - (3) 建設に係る調整に関すること。
 - (4) 周辺住民の福祉の増進に関する環境整備に関すること。
 - (5) その他必要と認めた事項に関すること。
- 2 前項各号の事項について、関係局区長は必要な助言をすることができる。

(組織等)

第3条 プロジェクトは、政策局基地担当理事及び別表に定めるプロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 プロジェクトにプロジェクトリーダーを置き、政策局基地担当理事をもって充てる。
- 3 プロジェクトリーダーは、プロジェクトメンバーのうちからプロジェクトサブリーダーを指名する。
- 4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトの事務を掌理し、プロジェクトの会議の議長となる。
- 5 プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 プロジェクトに、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、プロジェクトリーダーが指定する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、プロジェクトリーダーが指定する者をもって充てる。

(関係者等の出席)

第5条 プロジェクトリーダー又は部会長は、必要があると認めるときは、プロジェクト又は専門部会の会議に、学識経験を有する者又は関係機関等の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関する事項その他必要な事項は、プロジェクトリーダーが定める。

別 表(第3条第1項関係)

金沢区副区長
政策局政策部政策担当部長
財政局管財部長
環境創造局政策調整部長
環境創造局みどりアップ推進部長
環境創造局下水道管路部長
建築局企画部長
建築局建築指導部長
建築局宅地審査部長
都市整備局企画部長
都市整備局地域まちづくり部長
道路局計画調整部長
道路局道路部長
道路局河川部長
水道局施設部長

附 則（平成16年10月4日総務局長決裁・制定）
（施行期日）
この要綱は、平成16年10月4日から施行する。

附 則（平成16年11月1日総務局長決裁・改正）
（施行期日）
この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日総務局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 改正前の要綱第3条第1項により任命されたプロジェクトメンバーの任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成18年3月31日総務局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月14日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

附 則（平成18年11月6日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成18年11月6日から施行する。

附 則（平成19年3月30日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月28日都市経営局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日政策局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日政策局長決裁・改正）
（施行期日）
1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月3日政策局長決裁・改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則（平成30年3月30日政策局長決裁・改正）
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。